

質問への回答について

上越市文化観光部魅力創造課

業務の名称： 直江津屋台会館等を活用した新たな観光産業創出社会実験業務

上記案件について、以下のとおり質問がありましたので、回答いたします。

N o	質疑事項欄	回答欄	回答日
1	●募集要領 3—(1) 当会はまちづくり市民団体ですが、物品入札参加資格者名簿に登録されている（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）者で、資格要件(2)～(8)に該当していれば、参加資格があると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 資格要件(2)～(8)に該当していれば、参加資格があります。	令和 6 年 6 月 14 日
2	●募集要領 3—(1) 本提案では入札参加資格者の J V による提案も認めていますか。	J V（共同企業体）の参加は認めていません。	令和 6 年 6 月 14 日
3	●募集要領 6—(2) 質疑の回答先が「参加申込があった全参加者」とありますが、参加申し込みする前の質疑者にも回答いただけたと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。参加申込期限以降は、全参加者に回答を通知しますが、参加申込を検討するための質問もあるため、参加申込期限前の質問は、質問者への回答のほかにホームページで回答を周知します。	令和 6 年 6 月 14 日
4	●募集要領 7—(1)—イ 別紙様式 3 当会は市民団体ですが、会社概要を団体概要と、また従業員数は会員数と読替えてよろしいでしょうか。また「売上高」とは事業収入だと思いますが、当会の事業としては上越市地域活動支援事業及び地域独自予算での補助金しかありませんが、売上高無しでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	令和 6 年 6 月 14 日

5	●募集要領 7—(1)—ウ 別紙様式 4 会社概要を団体概要と読み替えた場合、当団体に所属する会員個人の実績を記載してもよろしいでしょうか。（これは当会が実施できる実績を有している評価となると考えます）	別紙様式 4 には、参加申込者自身の実績を記載してください。ただし、関係者や連携企業等の実績を説明したい場合は、参加申込者との関係が分かるようにした上で、別紙様式 2 別添「3 実施体制」や「4 実施内容」に記載していただくことが可能です。	令和 6 年 6 月 14 日
6	●募集要領 7—(1)—ウ 別紙様式 4 審査要領 2 評価基準の No. 3「実施体制」の評価基準において、（専門家等の外部との連携も評価対象とする）との表記があり、別紙様式 4 の類似業務実績一覧表に連携先の実績も記載できると判断されますが、この考え方で問題ありませんか。	別紙様式 4 には、参加申込者自身の実績を記載してください。ただし、関係者や連携企業等の実績を説明したい場合は、参加申込者との関係が分かるようにした上で、別紙様式 2 別添「3 実施体制」や「4 実施内容」に記載していただくことが可能です。	令和 6 年 6 月 14 日
7	●審査要領 2 評価基準 No. 6 その他の評価基準は No. 1～5 以外のものとありますが、具体的にどのようなことをイメージされているのでしょうか。（評価配点×2 と採点基準が高いため確認）仕様書の 1、業務目的に合致する提案があれば、仕様書 3 業務内容以外の提案でも可能という事でしょうか。もし可能であれば企画提案書様式のどこに記載すればよろしいでしょうか。	評価基準の「6 その他」は、各選定委員が他の項目にはないが、評価すべき事項があると判断した場合に加点するものです。 よって、具体的なイメージはお伝えできません。	令和 6 年 6 月 14 日
8	●仕様書 3 業務内容 最後の※印、本業務の収入とはイベント出店者からの出店料という事ですか。そのほかに考えられものはありますか。	業務内容(1)及び(2)の※に関する質問と理解し、回答します。 (1)では、主に出店料が想定されますが、収益源は決まっていません。本業務は受託者による「生業として継続できる事業スキーム等の提案」を業務内容としているため、(1)、(2)共に受託者のアイディアに基づく収入源を想定しています。	令和 6 年 6 月 14 日

9	●仕様書 3 業務内容 各イベント事業における収益率やイベント 1 回あたりの最低収益等の設定はありますか。(参考までに他の上越市主催又は委託の収支を教えてください)	収益率や最低収益の設定はありません。また、現時点において、本募集に関して新たな説明資料を追加することは考えていません(他の上越市主催又は委託の収支は参考としたい事業の担当課へお問い合わせください)。	令和 6 年 6 月 14 日
10	●仕様書 3 業務内容(6)生業として継続できる事業スキーム等の提案 ア環境整備等の検証・提案 ※提案にあたってパースや設計図などを作成し・・・とありますが、A4 縦 1 枚以内で表現することは困難と思われます。横書き等の追加資料を許可できないでしょうか。	業務内容(6)の「※提案にあたっては…」の「提案」は、契約後に業務として行っていただくものであり、本プロポーザルの提出資料ではありません。 業務の成果品として提出いただくため、パース図や設計図などは様式の制限はありません。	令和 6 年 6 月 14 日
11	●仕様書 7 成果品 各イベントの実績報告で売上高とあるのは、各出店者の売上げの集計が必要という事でしょうか。	各出店者の売上げの集計が必要です。	令和 6 年 6 月 14 日
12	●仕様書 9 支払条件 (1) イベント事業については理解したが、社会実験を行う上でのシステムの構築やそれらを創りこむための事業者の費用についてはどうなりますでしょうか。 (設計や工事委託事業では 30%の前払いなどがあります)	仕様書では、イベントを想定した内容を記載していますが、イベント以外で完了した業務(システム設計等)については、当該業務の履行が確認でき受託者が希望する場合に、上越市財務規則に基づきその代金の一部を支払うことを想定しています。なお、本業務は前払いの対象としていません。	令和 6 年 6 月 14 日

1 3	●募集要領 7- (1) -イ 別紙様式 3「会社概要」ではこの用紙以外に会社パンフレットを提出とありますが、会社（当会）を紹介するパンフレットとして、様式、サイズ、枚数、内容等の制限は無しと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 会社パンフレットは様式、サイズ、枚数、内容等に制限はありません。	令和 6 年 6 月 14 日
1 4	●審査要領 1- (2) -イ 二次審査 ・プレゼンテーションは企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めないとありますが、以下の事項について回答願います。 ①プレゼンテーションは提出した企画提案書（そのまま）を説明することしかできないのでしょうか。それとも追加資料の紙ベース配布を行わなければ、企画 提案書の記述を補完し、より分かりやすく説明するプレゼンテーションスタイル（パワーポイント等、映像を使つての説明）は可能という事でしょうか？	プレゼンテーションは、提出された企画提案書（募集要領 7(1)ア～エ）（以下、「企画提案書」という。）の内容で特に強調したいポイントや企画提案書を補完する説明を口頭で行うものです。 企画提案書は投影が可能ですが、企画提案書以外の新たな資料、映像等を使用することはできません。 プレゼンテーションの詳細は、参加資格の審査後、参加申込者にお知らせします。	令和 6 年 6 月 14 日
1 5	●審査要領 1- (2) -イ 二次審査 ②プレゼンテーションできる内容は、募集要項 7 の大項目（ア～エ）提出書類全般を指すのか、それとも 7- (1) -アの別紙様式 2 の内容だけでしょうか。 ※審査は「2 評価基準」に基づき行いとあり、だとすれば会社概要や類似実績のプレゼンも範囲内として差支えないと考えられますが如何でしょうか。	プレゼンテーションでは、募集要領 7(1)ア～エの資料を制限時間の範囲内で説明してください。	令和 6 年 6 月 14 日

16	●募集要領7-(1)ーア 現状の上越市様の企画提案書A4フォーマットがA4より小さい枠で囲まれた記載になっていますが、A4内におさまる形でリサイズしてよろしいでしょうか。	企画提案書のリサイズはできません。表のサイズや余白の調整を行わず作成してください。	令和6年6月18日
17	●募集要領7-(1)提出書類 提出書類の確認ですが下記の書類を10部でよろしいでしょうか。 1. 別紙様式2 企画提案書×1 2. 表紙×1 3. 実施方針×1 4. 実施スケジュール 5. 実施体制×1 6. 実施内容（業務内容1）×1 7. 実施内容（業務内容2）×1 8. 実施内容（業務内容3）×1 9. 実施内容（業務内容4）×1 10. 実施内容（業務内容5）×1 11. 実施内容（業務内容6）×1 12. 別紙様式3「会社概要」×1 13. 上記に付随して会社案内×1 14. 別紙様式4「類似業務実績一覧表」×1 15. 見積書×1	お見込みのとおりです。別紙様式2別添「4 実施内容（業務内容(1))」は、3ページ以内で作成いただくことが可能です。	令和6年6月18日

18	●仕様書3-(1)ーウ 屋台会館前の広場、で5店舗以上の1ヶ月に1回以上の創出とあるが4月～11月までは積雪がない時期ではあるが、12月～3月までの積雪時期も同じ条件でしょうか。 もしくはトータルで1年通して12回の5店舗以上の創出があればよろしいでしょうか。	原則として、積雪時期も同じ条件です。 なお、仕様書に記載のとおり、地域ブース出店の出店範囲は、仕様書2業務の対象区域の範囲内で委託者との協議の上、決定となります。	令和6年6月18日
19	●募集要領7-(1)提出書類 提出書類の確認ですが下記の書類を10部でよろしいでしょうか。 1. 別紙様式2 企画提案書×1 2. 表紙×1 3. 実施方針×1 4. 実施スケジュール 5. 実施体制×1 6. 実施内容（業務内容1）×1 業務内容1は主催イベント3つのイベントを提案と記載してあるため3ページ以内で作成でよろしいでしょうか 7. 実施内容（業務内容2）×1 8. 実施内容（業務内容3）×1 9. 実施内容（業務内容4）×1 10. 実施内容（業務内容5）×1 11. 実施内容（業務内容6）×1 12. 別紙様式3「会社概要」×1 13. 上記に付随して会社案内×1 14. 別紙様式4「類似業務実績一覧表」×1 15. 見積書×1	お見込みのとおりです。別紙様式2別添「4 実施内容（業務内容(1))」は、3ページ以内で作成いただくことが可能です。	令和6年6月26日

20	●仕様書 3 業務内容(6)生業として継続できる事業スキーム等の提案 ア環境整備等の検証・提案 質疑の中、再度質問です。 『業務内容(6)の「※提案にあたっては…」の「提案」は、契約後に業務として行っていただくものであり、本プロポーザルの提出資料ではありません。 業務の成果品として提出いただくため、パース図や設計図などは様式の制限はありません。』とありますがプロポーザルではパース図や設計図は不要ということでしょうか。 もしくは一部プロポーザルでも上記を用いてパース図や設計図をプレゼンテーションしてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、本プロポーザルにおいて、パース図や設計図は不要です。 別紙様式 2「企画提案書」には、図や表を用いていただくことが可能です。	令和 6 年 6 月 26 日
21	●仕様書 8 業務規模（支払限度額） 成果報酬額に関して、受託者が自ら実施するイベント（主催）を 6 回実施するほか、4 回以上イベントの主催又は屋台会館等で開催実績がないイベントを誘致した場合とあるが下記の 2 点どちらの考え方でしょうか。 ・考え方 1 主催イベント 6 回＋左記の主催イベントと別で 4 回のイベント実施の場合ということでしょうか。 - 合計 10 回のイベント実施ということでしょうか。 - 追加の 4 回のイベントは主催、誘致開催で来場者人数は問わないでしょうか。 ・考え方 2 もしくは 6 回以上のイベント計画の中で 4 回以上イベントの主催又は海浜公園、屋台会館等で開催実績がないイベントを誘致した場合という考え方でしょうか。	「・考え方 1」のとおり、主催イベント 6 回＋4 回以上イベントの主催又は屋台会館等で開催実績がないイベントを誘致した場合となります。 来場者人数については、仕様書に記載のとおり、主催イベントの開催は 500 人以上の集客が見込まれる内容とすること。イベントの誘致も同程度を想定しています。	令和 6 年 6 月 26 日

22	●仕様書 3- (1) イベントの開催及び飲食・物販等の出店による賑わいの創出 「※本業務は収入を得ながら実施し、得られた収入は、当市の歳入として納付すること。」と記載ありますが、 ○収入を得る方法・手法・金額は提案者の自由と考えて問題ないですか？	収入を得る金額は、受託者のアイディアに基づく収入源を想定しており、制限はありません。 ただし、収入を得る方法・手法は、地方自治法の規程があることから、収入前に協議することとしています。	令和 6 年 6 月 28 日
23	●仕様書 3- (1) イベントの開催及び飲食・物販等の出店による賑わいの創出 ○ア、イ、ウそれぞれ必ず収入を得る必要がありますか？どれか 1 つ 2 つは NG ですか？	「ア 主催イベントの開催」、「イ イベントの誘致」、「ウ 飲食・物販等の出店」については、仕様書に記載のとおり、それぞれ収入を得て実施してください。	令和 6 年 6 月 28 日
24	●仕様書 3- (1) イベントの開催及び飲食・物販等の出店による賑わいの創出 ○上越市に納付するとあるが、得られた収入の一部をイベント等の開催に係る費用の補填に使用することは NG でしょうか？	収入の一部を他のイベント等の開催に係る費用に補填することはできません。 収入は全て当市の歳入として、納付してください。	令和 6 年 6 月 28 日
25	●仕様書 3- (2) 新たな収益事業 「※本業務は収入を得ながら実施し、得られた収入は、当市の歳入として納付すること。」 と記載あるが、事業主体とどこまでが得られた収入と定義されるのか、ご教示ください。 ○事業主体は上越市に設定する必要がありますか ○例えばある商品を販売した場合、「その商品の売上金全て」を上越市に納付するのでしょうか？ ○仕入れ値や出店に係る費用等、原価にあたる費用は、本事業内で負担でしょうか？売り上げの中で負担でしょうか？	・新たな収益事業も当委託の業務内容であるため、事業主体は当市になります。 ・売上金全てを上越市に納付してください。 ・仕入れ値や出店に係る費用等、原価にあたる費用は本委託事業費内の経費として見積りしてください。	令和 6 年 6 月 28 日